

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに係る意見・要望に対する考え方(案)

I 鉄塔の共用に関する意見・要望

アンケートでの意見・要望	意見・要望に対する考え方(案)
<p>総論</p>	
<p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」の答申において示された鉄塔等の共用について</p> <p>携帯電話事業者にとって、鉄塔設置によるエリア構築はユーザ獲得上重要なファクターとして、自ら戦略的に設置しているものであり、現在事業者間で実施している鉄塔の共用は、設備構築インセンティブを確保する観点から、相互に貸借しあう枠組みで実施しているところです。また、鉄塔の構造上共用が不可能なことが多い状況にあり、そうした中でこれまで可能な範囲において、貸与の期間や対価を事業者間の合意に基づき実施してきているものであることから、ガイドラインの策定の検討にあたっては、これらの実態を考慮していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>ガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめたものであり、鉄塔等の共用に関する規定の追加によって、この考え方に変更を加えるものではない。</p>
<p>対象とする鉄塔として、携帯事業者所有の鉄塔だけでなく、現在共用時のルールが定まっていない電気通信事業者の鉄塔（特にNコム鉄塔）や公益事業者の鉄塔も含めていただきたい。更に、自治体や政府機関が所有している鉄塔への拡大についても是非検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>今般のガイドライン改正案において、携帯電話事業者以外の電気通信事業者が保有する鉄塔等も対象としているところ。</p> <p>なお、その他の公益事業者等が保有する鉄塔等については、携帯電話の空中線の設置を目的として構築されたものでないことを踏まえ、今回は対象としていないもの。</p> <p>状況を引き続き注視してまい</p>

	りたい。
<p>意見 景観条例等が存在する、多数の鉄塔建設が景観上で好ましくない地域において、既に鉄塔を建設している通信事業者があれば、共架する場合のルールを設けて欲しい</p> <p>理由 自然景観保護に寄与しつつ、円滑な基地局建設が可能となるため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>今般のガイドライン改正案において、鉄塔等を対象設備に加え、共用に関する標準的な手続の規定を適用することとしているもの。</p>
基本的な考え方(第1条)	
<p>ガイドラインには「設備保有者には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他公益事業者が該当する設備提供にあたっては、公正性、無差別性、透明性、効率性の原則による」と定められているが、これまでの事業者間協議の結果締結された契約に基づき、既に共用を行っているものの中には、本ガイドラインとは異なる内容とはなるが、従前どおりの扱いを継続せざるを得ない場合もあると考えられる。このようなケースについては、接続ルールの答申において「事業者間協議を通じた自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ」ともあるよう継続できるものとして認めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>ガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめたものであり、鉄塔等の共用に関する規定の追加によって、この考え方に変更を加えるものではない。</p>
調査回答期間等(第2条)	
<p>意見 電力送電鉄塔借用によるアンテナ設備設置についての承認期間を短縮すべきである。</p> <p>理由 借用申込みから契約完了までに、先方の審査確認に時間を要するため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>ガイドラインにおいては、標準的な調査回答期間について原則2ヶ月、それが困難な場合は設備保有者から事業者へ通知することとされているところ、具体的にどの程度の期間とするかは、当事者間で協議すべき事項と認識している。</p>

貸与拒否事由等(第3条)	
<p>鉄塔の場合の特殊要因として、以下の場合にも拒否する可能性があるので、その旨規定いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電波干渉が想定される場合 (2) 近隣住民の反対等により設備増設が困難な場合 (3) 土地やビルの所有者等からの承諾が得られない場合 <p>(上記事情が) 事後的に発生した場合も解除を申し出る可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>(1) の電波干渉については、現在のガイドライン第3条第1項第7号の「設備関係法令等の条件を満足しない場合」に該当するものと考えられる。</p> <p>(2) 及び(3) については、現在のガイドライン第10条第3項において事業者が地権者等との間で必要な調整を進めることとされており、調整がつかない場合には、第3条第1項第9号の「設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合」に該当するものとして貸与拒否事由となる可能性があるところ。</p>
<p>意見 通信事業者の鉄塔の搭載可能条件等の借用可否の基準を明確にして欲しい。</p> <p>理由 借用基準が明確になれば、自社での借用申込みの実施判断が事前に行いやすいため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>今般のガイドライン改正案において、鉄塔等を加え、貸与拒否事由を定めた手続きを適用することとしており、明確化を図っているもの。</p>
貸与期間(第4条)	

<p>ガイドラインには貸与期間は原則5年と定められているが、鉄塔は20年で償却しており、貸与時に補強等を行った場合等、5年など短期で解約されると補強費用等の設備費の一部を設備保有者側で負担することとなるため、このような場合を想定し、補強費用の事前一括払いや解約時の残額一括払い等のルール化が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>ガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめたものであり、貸与期間についても、原則を定めたもの。当事者間の合意に基づき、これと異なる期間を定めることを妨げるものではない。</p>
貸与の対価【第6条】	
<p>意見 電力会社の鉄塔借用に関し、賃借料が非常に高価であるので、借用しやすいように賃貸料を下げるべきである。また、申請～許可の電力会社での検討期間が長いので、短縮すべきである。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 賃料が10万/月を超えるケースがあり、費用対効果が悪く、積極的に活用できない。 ② 電力会社の検討期間が半年くらいかかるのが普通で、積極的に活用できない。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>ガイドラインにおいては、標準的な調査回答期間について原則2ヶ月、それが困難な場合は設備保有者から事業者へ通知することとされているところ、具体的にどの程度の期間とするかは、当事者間で協議すべき事項と認識している。</p> <p>また、今般のガイドライン改正案において、共用の対象としては、電気通信事業者が保有する鉄塔としているところ。</p> <p>御指摘の電力会社の鉄塔の貸借に関する事項については、当事者間で協議すべき事項と考える。</p>
設備の使用にあたっての遵守事項(第10条)	
<p>ガイドラインに定められている事業者側の遵守事項以外に、事業者は鉄塔共用に関する近隣</p>	<p>現行ガイドライン第10条第3項及び第4項においても、設備を</p>

<p>住民等への必要な対応等を適切に行うことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>使用するに当たり、土地の所有等との調整や第三者との争いが生じた場合については、事業者の責任と負担により処理する旨規定しているところ。</p>
情報開示(第12条)	
<p>ガイドラインには「設備保有者は、使用者側から設備の使用可能状況について照会があった場合は、使用可能状況を回答する」と定められているが、鉄塔の場合、管路等と異なり、使用者側で鉄塔の有無を確認できることから、照会スキームは不要であり、第二条の調査申込スキームのみで十分と考える。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>鉄塔等の存在は確認できても、当該鉄塔等が使用可能か否かについては把握できないもの。</p> <p>共用手続の円滑化を進める観点から、照会スキームは必要と考える。</p>

II その他意見・要望

アンケートでの意見・要望	意見・要望に対する考え方(案)
<p>総論</p> <p>管路等の利用方法については、鉄道事業の最大の使命である列車の安全・正確な運行を阻害しないよう、鉄道事業者自身が長期的な視点から責任を持って判断すべきものであり、ガイドラインにより制約を受けることは、事業の運営に重大な影響を与えるおそれがあると考えます。</p> <p>また、ガイドライン制定以降、利用申請は1件もない。</p> <p>安全確保を最優先とする鉄道事業への影響、及びニーズが全くない実態を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象から外すなどの措置を講じていただくよう強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【鉄道事業者】</p>	<p>鉄道事業者が電気通信事業者に対し管路等を貸与することによって、列車の安全・正確な運行を阻害するおそれがあるような場合には、第3条の「貸与拒否事由」に基づき、当該貸与を拒否することが可能である。</p> <p>なお、鉄道事業者についても一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、鉄道事業者を引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考えます。</p>
<p>調査回答期間等(第2条)</p> <p>共架申し込みから共架開始希望日まで短期間である。電柱建替え等の改修工事が必要な場合もあるため、計画的かつ早期に共架申し込みを行なっていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月以内と定められているところであり、具体的な事例に関しては、本項を踏まえ、当</p>

<p>ガイドライン第2条にて調査回答期間が原則として2ヶ月とされているにもかかわらず、申込者のサービス開始希望日にあわせた回答を求められ、結果的に十分な調査機関を設けれず苦慮している。ガイドライン第2条に沿って申込みをしていただくよう申込者へ再周知をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>事業者間で協議し、円滑な業務実施を図ることが適切であると考え</p> <p>る。</p>
<p>事業者側で工事予定日を決定したうえで共架申込みがあり、それに合わせた早急な対応を求められるため、対応に苦慮する。電柱の改修工事が必要となる場合、通常 of 申込に対する審査に加えて、工事の日程調整や請求金額の算定等も必要となることを理解していただき、申込本数の多少にかかわらず、期限に余裕をもった申込みをすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>共架申請時の必要書類に不備、漏れが多く、書類の再提出等、当社からの回答までに余計な時間がかかっているため、申請書類は不備の無いよう適切に提出すべきである。(初回申込時に十分説明しているにもかかわらず、2回目以降の申込書にも不備がある事も多い)</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>大量の申込であるにもかかわらず、ガイドラインに沿った標準期間に関係なく、申込者のサービス開始日にあわせた回答を求められ、承諾を急がされるケースが多く、対応に苦慮している。利用者は、施工予定までに余裕を持った申込をすべきである。このため、ガイドラインに「通信事業者は、使用開始時期や、設備保有者の定める標準的期間に十分配慮し、利用申込みをする」ことを明記されたい。あわせて、大量の申し込みの際は、事前に情報提供をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	

<p>竣工書類に記載漏れがあり、審査に苦慮している。記載漏れがないよう確認し提出すべきである。また、書類不備の再提出を依頼した場合、速やかに提出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>意見 申請から契約締結にかかる時間を短縮すべきである。</p> <p>理由 ① 手続に時間がかかり、公正な競争とならないため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月と定めているところである。</p> <p>その枠内において要する具体的な検討期間の合理性や短縮の可能性に関しては、設備保有者側の作業負担等も考慮しつつ、まずは当事者間で協議・検証することが適切であると考えます。</p>
<p>意見 電柱添架、管路等の利用申請・許可に関わる事務処理を簡素化し、回答期間を短縮して欲しい。</p> <p>理由 ① 光ケーブル等の自社設備構築にあたって時間がかかりすぎ、サービス提供の遅れの原因になっているため。 ② 申請が了承されるのに通常3週間といわれているが、縦割りで横の連携がない国道事務所があるので、2~3ヶ月かかることがある。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>なお、一般的には、回答期間等は可能な限り短縮することが望ましい。</p>
<p>意見 電柱を電力会社・NTT東西から借りる際の契約事務から工事許可までの時間を短縮して欲しい。</p> <p>理由 ① 事務手続きに多くの時間を要し、顧客の希望納期と乖離があるから。 ② 電柱借用の許可後に発生する道路管理者及び関係各所との許認可・事務手続きに時間を要するから。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	

<p>意見 電力会社柱の事業者に対する貸出しを判定する為の調査期間の短縮と調査結果に伴う改修工事の工期短縮をお願いしたい。</p> <p>理由 顧客の希望納期に間に合わないから。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 調査申込から共架工事開始通知までの期間を短縮してほしい。</p> <p>理由 エリア拡張にスムーズに対応したいため。支障移転によるルート変更の場合、期限が決められている為。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 添架・共架申請回答を出来る限り早く通知すべきである。</p> <p>理由 ①お客様申込みからサービス提供までに時間がかかり、クレーム等の発生になるから。(新築マンション入居日にサービス提供が出来ない等) ②道路占用許可取得に回答書が必要になるため、工期が延びるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 共架申請から回答までの期間を短縮して欲しい。</p> <p>理由 ①同じ事業者でも回答期間が一定しておらず、施工計画を立てづらいため。 ②利用者に明確なサービス開始のアナウンスが出来ないため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>意見 共架申請手続を簡素化にすべきである。(申請から許可までの処理機関短縮)</p> <p>理由 設備改修工期、お客様要請による早期引込依頼など、申請から許可・共架までの期間が長いために、お客様が早期引込や移設のご要望に応えられない等の支障をきたすため。 【CATV事業者】</p>	
<p>意見 申請から許可までの回答期間を短縮すべきである。</p> <p>理由 ①加入工事に必要以上に日数を要するため。(中電柱・NTT柱) ②電柱所有者から一束化の回答があった場合、さらに吊線所有者の回答期間が発生し、加入希望者に迷惑がかかり、当社のイメージダウン及び加入取消が発生するから。(中電柱・NTT柱) ③期間がかかる上、強度不足でかつ補強不可で使用できない事がある。また建替えの場合、建柱工事が出来ない等加入工事が出来ない。(NTT柱) 【CATV事業者】</p>	
<p>意見 第二条の1項について、提供の可否回答が原則二箇月以内となっているが、一箇月以内と短くし、緊急性がある物については、その旨を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知し通常営業日2・3日以内に同手段で回答をいただく事としたい。</p> <p>理由 ①支障移転や修繕などは、緊急を要する。 ②申込数量も少ない。</p>	

<p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 申込み～施工可能になるまでの時間を短縮すべきである。</p> <p>理由 お客様の開通希望に沿った時期での施工が必要であるから。 実施工まで一か月くらい時間がかかるケースが多く、その間にお客様の気が変わってしまい、施工不要になってしまう・お怒りになる等発生してしまう為</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見（注：対東北電力） 共架申請の簡略化を望む</p> <p>理由 申請申込⇒共架回答⇒契約申請⇒着工届⇒竣工届 と共架に至るまでに時間と労力（書類作成）がかかりすぎる</p> <p>意見（注：対NTT） 共架申請（手続き）に時間がかかる。申請書類の簡略化を望む</p> <p>理由 ・共架受付担当者を常勤させず週3～4日程度の不定期勤務のため、申請業務が不便 ・共架の許可、その他諸々の手続きの期間が東北電力に比べて長い。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 新規造成エリアにおいては、申請から許可までの回答期間を短縮し、ルート新設に配慮すべきである。</p> <p>理由</p>	

<p>①NTT 新設柱へ添架申請をしたが、NTT 線が未添架の部分について許可が得られなかった。 ②電気・電話・CATV の順で工事が行われていて加入希望者を待たす事になる。 (申込を断られる。)</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 NTT 殿の電柱共架について、電力会社殿の電柱共架では、ほとんど発生していない現場調査費、検査費の負担について、簡素化や削減の検討をすべきである。</p> <p>理由 共架申請の効率化により、共架事業者の費用負担軽減のため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第2条第3項のとおり、調査に関する費用は、コストに基づく適正なものとし、内訳として人件費、交通費、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担することが適当と考える。</p>
<p>意見 電力会社殿の電柱共架について、電力会社殿の電柱共架では、ほとんど発生しない現場調査費、検査費の負担について、簡素化や削減の検討をすべきである。</p> <p>理由 電力用トランスが共架高付近に設置されたため、設置位置変更に伴う電柱改修費用が発生するケースがあるため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>貸与拒否事由等(第3条)</p>	
<p>意見 管路が既に設置済みの場合、電力会社、NTT に開放を要望したい。</p> <p>理由 橋梁や道路鉄道横断時、CATV で管路敷設が事実上困難な場合には電力会社、NTT に積極的に開放するような施策が欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第3条第1項において、設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、貸与拒否事由に該当しない限り、拒否しないこととされている。</p>
<p>意見</p>	

<p>管路管理者からの借用は難しい 理由 管路管理者は予備管を設置してあるが、緊急時に備えてなかなか貸して貰えない 【CATV事業者】</p>	
定型的かつ反復して行われる設備の申込み(第3条の2)	
<p>意見 申請方法・様式等を、統一・簡素化すべきである。 理由 ①現状、支店により請求内容・明細の様式が異なっているため。 ②申請書の記入方法や提出物に支店ごとに差異があるため。 ③申請・回答に時間がかかっており、設備保有通信事業者と公正な競争とならないため。 【電気通信事業者】</p>	<p>設備使用に関する手続の簡素化については、現行ガイドライン第3条の2において、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、設備保有者は手続の簡素化及び効率化に努めること等を規定している。</p>
<p>意見 共架申請書類について、各支店、各営業所によって書類フォーマットが違うので、統一すべきである。また、申請書類を簡素化すべきである。 理由 ① 提出書類の違いで、作成に時間が掛かるため ② 添付書類など増える傾向にあり、作成に時間が掛かるため 【電気通信事業者】</p>	<p>また、その他の手続についても、第13条第1項第10号において、標準取扱要領にて簡素化及び効率化に関する事項を公表するよう規定している。</p>
<p>意見 引込線等の設備使用申込み手続の簡素化および効率化については、ガイドラインに明文化されているが、設備保有者の標準実施要領によっては、引込線等の扱いが明記されていないため、指導をお願いしたい。(第十三条1項九、十) 理由 平成19年4月の改正時に同事項が盛り込まれ、一部の電力では引込線増条申込みで手続が簡略されたことによりお客様への提供時期がかなり早くなった。しかし、NTTでは引込</p>	<p>具体的な簡素化項目等については、これらを踏まえ、まずは当事者間で協議すべきと考える。</p>

<p>線増条でも同様な手続きであり、申請書作成業務に時間を要しており、お客さまへの提供時期も遅くなる。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 申込の手続きを簡素化し、腕金設置工事までの期間短縮をお願いしたい。</p> <p>理由 新築での加入者等の場合は申込からサービス提供までの時間が比較的短い場合があるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 ①電柱申請の簡素化 電柱柱の場合、電子申請と書類申請の両方が必要</p> <p>②管路使用における申請から許可までの期間短縮 工事日程が定まらない。</p> <p>理由 ①電柱柱の場合、電子申請と書類申請の両方が必要 ②工事日程が定まらない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 申請の簡素化と期間の短縮</p> <p>理由 ①申請から許可まで2～3ヶ月かかる為、顧客にサービスを提供するのに時間がかかる。 ②電子申請でも書類提出が必要であり、電子申請のみの簡素化を希望 ③申請に対して、複数回同様の書類提出を行う必要がある。 ④電柱管理会社の担当者により判断・申請書式・処理本数に相違があり、指示に従わざるを得ない。</p>	

<p>⑤照会費・設備使用料と電柱借用まで2回の支払い処理があり、支払い後先方の入金確認だけで1週間以上掛かり入金確認まで申請処理がされない。</p> <p>⑥離隔問題での共架不可回答の増加。(改修後の再申請にて受領の為、時間を要している。)</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見</p> <p>電柱共架申請について、小数申請の場合と大量申請の場合で許可までの期間を分けるべきである。</p> <p>理由</p> <p>引込線で電柱1~2本申請する為に2ヶ月かかっては加入希望者の希望工期に間に合わない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
工事及び保守ルール(第5条)	
<p>認定電気通信事業者の不要伝送路設備を放置されると、劣化等でケーブルが垂れ下がり、公衆災害に発展するおそれがあるので、総務省ガイドラインにおいて、「不要伝送路設備撤去の徹底」に関する事項を織り込んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>御意見を踏まえ、今般のガイドライン改正案において、伝送路設備が不要になった場合は速やかに伝送路設備を撤去する旨、規定しているところ。</p>

<p>2011年に地上デジタル放送の完全移行となり、過去より発生しているビル陰等の受信障害は概ね解消され、受信障害により設置された共架設備は不要となり撤去されると考えている。しかし不要となる通信設備が、電柱に残置されたまま放棄された場合、電柱保有者側の負担となってしまう恐れがある。そのため、地上デジタル放送完全移行後の残置設備解消に向けた方策の検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>総務省ガイドライン第5条第1項において、設備保有者から提供された設備に敷設された伝送路設備の保守については、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行うこととされ、また、同条第3項において、保守の運用ルールは契約において明示することとされている。伝送路設備の保守は、伝送路設備の所有者である認定電気通信事業者の責任と負担で行うべきであるので、ガイドラインに伝送路設備の保守は認定電気通信事業者の責任と負担で実施することを明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第5条第1項にあるとおり、セキュリティの確保及び事故防止の観点から、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行うこととしているもの。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、同条第3項において、保守の運用ルールは契約により明示すべき旨定めているところであり、具体的な事案への対応に関しては、これらを踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考えている。</p>
<p>工事の着手届、完了届（共架物の移設依頼に対する完了報告も含む）の提出がない場合、設備状況が不明で適切な共架物の管理に支障となるため、設備保有者側でやむを得ず事業者への確認・連絡等を行っており、この事務処理の負担が増えている。事業者の責任において遅滞なく確実に着手届、完了届を提出すべきであり、提出後の工事延期・中止等の場合も確実に連絡をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>届出等の各種事務手続は迅速・確実に行われることが望ましい。</p>
<p>共架工事の竣工後、竣工届けを速やかに提出すべきである。また、届出の工事期間中に工事</p>	

<p>を完了すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>現行の契約内容の変更が発生した場合、速やかに変更届けを行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>計画変更による設備使用申込みの中止（一部中止を含む）が生じた場合は、速やかに連絡すべきである。（他の設備使用希望者への対応に支障をきたす）</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>工事基準の遵守及び共架設備の保守・点検を再徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第5条第1項により、設備保有者から提供された設備に敷設された伝送路設備の保守については、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行うこととされ、また、同条第3項において、保守の運用ルールは契約において明示することとされている。</p>
<p>当社からの工事着手承諾書交付前に工事に着手する場合がある。共架契約書に則り、工事着手承諾書交付後に着手すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備の利用に当たっては、設備利用者側においても、各種事務手続の確実な実施について適切な対応がなされることが望ましい。</p>
<p>意見</p> <p>電柱借用時において、相手方の担当者により、事前着工が許される場合とそうでない場合があるため統一すべきである。</p>	<p>設備利用者の個別の要望と照らし合わせ、当事者間で十分に協議・検証することが適切であると</p>

<p>理由 工事工程が立てづらいため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>考える。</p>
<p>意見 装柱工事の期間短縮</p> <p>理由 ①装柱材は電力会社施工であり、申請から完工まで非常に時間がかかる。 ②突出金物類（槍出など）は東北電力施工であり、申請から完工まで非常に時間が掛かる。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱への引上管構築を認めて欲しい。</p> <p>理由 電力会社電柱への引上管設置を許可していただけないことから、許可の下りたNTT電柱にまで掘削を行い引上管を設置しており、コスト増となっているため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第3条第1項第5号において、設備保有者の技術基準に適合しない場合等には、設備使用の申込みに対して拒否し得ることとしているところ。</p> <p>技術基準の詳細の合理性に関しては、設備保有者が最も熟知していると考えられ、設備利用者の個別の要望と照らし合わせ、事業者間で十分に協議・検証することが適切であると考えます。</p>
<p>意見 ある電力会社・NTTのある支店において、電柱への添架は許可してくれるが自前管路の引上げを認めてくれないため認めて欲しい。</p> <p>理由 自前管路の引上げを認めないと狭隘道路において建柱しなければならず、道路管理者からの占用許可取得が困難となり顧客の希望納期に多大な影響がでるため。また地元住民に対しても更に狭隘が増すため非常に迷惑となるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 配電改修工事費の見込額を早めに教えて欲しい。</p>	<p>一般的には、設備保有者において迅速に対応すべきであると考</p>

<p>理由 当初予算額との差異が大きくなりそうな場合、早急に報告したいため。 【CATV事業者】</p>	<p>える。</p>
<p>意見 改造申請回答を出来る限り早く通知すべきである。また、改造工事を至急対応すべきである。</p> <p>理由 ①改造工事に掛かる日数が不確定なため、サービス提供日を告知できないから。 ②改造費用を支払ってから改造工事に着手するまでの日数が非常に長すぎる。催促しても短縮する気配が無く、サービス提供が出来ない。支障移転対応が出来ないから。 【CATV事業者】</p>	
<p>意見 強度不足の原因を明確にすべきである</p> <p>理由 既設の電柱が既に強度不足であるのにも関わらず、電柱立替費用を全額請求される。 【CATV事業者】</p>	<p>第5条第4項において、設備の提供に伴い、改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し費用負担を求めることができることとしている。</p> <p>具体的な事案への対応に関しては、これらを踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考える。</p>
<p>意見 電力共架におけるアーム取付は借り手側ですべきである。</p> <p>理由 時間が掛かりすぎであるから。現場に合わせたアームの取付が可能であるから。 【CATV事業者】</p>	<p>第5条第1項により、設備保有者から提供された設備に敷設する工事の施工については、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行うこととされ、</p>

<p>意見 腕金取付を技術基準を満たすのであれば自社で取付したい。</p> <p>理由 改造工事の依頼を東北電力にすると1～2カ月かかり工事に時間を要するため 【CATV事業者】</p>	<p>また、同条第2項において、事業者自らが工事の施工を行うことを認めない場合は、事業者に対し、その判断理由を通知することとしている。</p> <p>具体的な事案への対応に関しては、これらを踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考ええる。</p>
貸与の対価(第6条)	
<p>意見 管路使用料については、NTTグループが実施している賃料の値下げを各電力会社もしていただきたい。また、同様にトラフ利用料についても各電鉄会社・東京都交通局等において賃料の値下げを実施していただきたい。</p> <p>理由 電気通信事業者が信頼性向上のため管路方式・とう道方式を採用して電線を敷設する場合は、設備計画上、長期に亘って管路を使用する為、現行の賃貸料は非常に負担が大きい。ため。契約更改に伴う賃貸料低減を望む。 【電気通信事業者】</p>	<p>設備使用料は、第6条の規定により、公正妥当な方法により算定を行うこととしているところであり、個別の契約事案における設備使用料水準の合理性に関しては、同条を踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考ええる。</p>
<p>意見 小柱共架料金を低減化すべきである。</p> <p>理由 本柱と小柱では設備管理の面等で違いがあるため。 【CATV事業者】</p>	
<p>意見</p>	

<p>共架費用の低減</p> <p>理由</p> <p>①1本あたりの共架／添架費用が高額であり、事業者にとって負担が大きい</p> <p>②調査費用が有料化されるケースが増えており、負担が大きくなってきていると共に、請求費用処理が追加されることにより、許可期間が長くなることも予想される。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見</p> <p>電柱共架料金単価を見直すべきである。</p> <p>理由</p> <p>昨今の経済情勢に対して電柱共架料金単価が見合っていないため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見</p> <p>電柱共架時に立替請求される場合、請求に対する正当性を明確化すべきである。</p> <p>理由</p> <p>強度不足の場合、その計算方法を提示されないため、請求費用の正当性を確認できないため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
移転費用負担等(第7条)	
<p>お客さまや道路管理者要請等による電柱移設工事の際に、通信設備保有者へ設備改修依頼を実施しているが、通信設備の維持管理責任が希薄な保有者については、対応して頂けない事例が散見される。そのため、電柱撤去が長期化し地権者や道路管理者へ著しく支障をきたしていることから、当社として緊急避難的措置を実施せざるを得ない状況がある。通信設備については、設備保有者側に維持管理責任があることから、このようなことを今後発生させない方策の検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第7条において、設備移転時の事前予告等については、提供にかかる契約において明示することとしている。</p> <p>これらを踏まえれば、契約上の問題として関係の事業者間で協議することが適切であると考え</p>

	られる。
<p>意見 電力株式会社から送付される、『電線施設設備変更依頼書』（電柱移設に伴うケーブル移設要請）の告知（発送）時期に関して締切日の2ヶ月前には借り手側に通知すべきである。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 軽微な工事であろうとも、社内手続きを得て手配する時間も必要であるため。また、作業員の手配に苦慮するため。 ② 電力会社の竣工期日、改修工事希望などの記載がなく送付されるため、内容を誤認するため。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第7条において、設備移転時の移転費用の取り扱い提供にかかる契約において明示することとしており、同条を踏まえれば、契約上の問題として関係の事業者間で協議することが適切であると考えられる。</p>
<p>意見 支障移転の電柱建替の場合、十分な移設期間を考慮すべきである（特に無電柱化の場合）、また、事前に共架契約状況を確認し、移設依頼書を発行すべきである。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資材、作業員の手配に時間を要する場合があるため ② 支障移転時、SBM ケーブルはよく周知を忘れられる傾向があり、近々で判明し緊急での対応を求められることが多いため ③ 現場の目視確認のみでは、発行漏れがあるため <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 電柱移設の工事日程等をできるだけ正確に、また早めで提供いただきたい。</p> <p>理由 場合によってはケーブルの張替等時間がかかってくる作業となり、要望の改修日時に間に合わなくなる可能性があるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>意見 電柱撤去における工期について、共架事業者の予定も考慮すべきである。</p> <p>理由 貸し手側切替後、すぐに撤去を求められるケースが多いため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 郊外の電柱は、細く共架困難な状態が多く、建て替えするケースが多く発生するため、高額な立て替え費用の負担について削減の検討をすべきである。</p> <p>理由 電柱の公益性と郊外におけるブロードバンドゼロ解消の観点から一定の共架を前提とした考え方を基本とし、共架事業者の費用負担軽減とブロードバンドゼロ解消を推進するため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱立替等に係わる共架線移設に関して工事準備が整った段階で移設依頼をすべきである。</p> <p>理由 特定の公益事業者について、移設希望日と実際に移設可能となるまでの差がありすぎる。そのため、その間、移設可能となったか随時確認が必要となり、業務上支障が出ているから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 NTT 社からの支障移転工事について案内が来る際、工期等のスケジュールを的確に案内すべきである。</p> <p>理由 案内自体が遅い、または案内が早すぎる等の自由により行政事務が混乱をきたす。施工ス</p>	

<p>スケジュールを確立してから案内を出していただきたい。突発的に案内をされても予算の関係上対応に苦慮することが多々ある。図面なども不親切である。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱の「移設改修通知書」を出来る限り早く通知すべきである。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現場対応が出遅れ、架空線処置が的確に出来ないから。 ②槍出し等の改造申請を要する等、工期に間に合わない事態が発生するから。 ③既に既設柱が抜柱されていて、ケーブルに負荷が掛かっている期間が長くサービス品質劣化になるから。 ④電柱管理者側の業者が勝手にケーブルを曲げたりする事故が多発しているから。 ⑤新柱建柱位置によっては、ケーブル張替等の大工事になるから、建柱位置を知りたい。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 支障移転連絡が無く、電柱移転が行われていることがあり、急な施工を強いられることがある。また、勝手にCATV設備を移設されていることがある。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電柱移転協議の際にCATV設備に気が付かず移転協議が進められているため。 ②工事業者の判断で、施工が行われているため。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 支障移設（特に抜柱）に伴うルート変更のため申請をする場合、許可期間・もしくは旧ルートの電柱抜柱時期を配慮してほしい。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①NTT に申請を行った際、NTT 線が添架後に写真を撮り申請するように言われ、事前に提出した申請書を返却され再撮影・作成を行った。（NTT柱） ②旧ルートの抜柱日まで日数が少なく NTT からの申請許可待ちであったが中電から、早 	

<p>く設備を撤去するように要望があり、双方へ協議・謝罪が発生した。(NTT柱) 【CATV事業者】</p>	
<p>意見 支障移設工事の際、建柱・抜柱時期を事前に教えてほしい。 理由 担当者により連絡が無いことが多い。(中電柱・NTT柱) 【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱等支障移転の際起因者情報の詳細を提供していただき、電線移設費用を起因者負担で 工事ができる仕組みをつくるべきである。 理由 電柱所有者の条件により電柱支障移転に掛かる費用は無償で実施しており、多大な費用が 負担となっている。電線移設費用を起因者負担で実施することにより設備の維持管理費用の 負担が軽減するから。(中電柱・NTT柱) 【CATV事業者】</p>	
設備の使用に当たっての遵守事項(第10条)	
<p>当社引込線設備新設後、事業者が通信設備を新設するケースが多く、その際電線間に所定の 離隔が確保されない設備が散見される。こうした施工は、通信事業者側に起因していることか ら、基準を満たさない状態でも障害がでるとは考えにくい。ため、基準緩和措置を通信事業者側 で検討して頂きたい。もし、離隔不足により障害がでるのであれば、事業者による通信設備の 維持管理責任のもと基準を遵守して頂きたい。現状は、当社側の費用負担で当社設備を改修し ている実態がある。 【電力事業者】</p>	<p>第10条において、設備の使用 に当たっての遵守事項を規定し ている。また、同条第2項におい て、事業者は、設備保有者から提 供された設備に伝送路設備を敷 設するにあたり、設備関係法令等 及び設備保有者が適正に定める 技術基準に従って行うものとさ れているところ。</p>

<p>認定電気通信事業者は、伝送路設備の構築にあたって、電気設備の技術基準、有線電気通信法等の関係法令および設備保有者が定める技術基準を遵守できていない場合がある。認定電気通信事業者は総務省ガイドライン第10条第2項に明記の通り、関係法令および設備保有者が定める技術基準の遵守を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第10条において、設備の使用に当たっての遵守事項を規定している。また、同条第2項において、事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設するにあたり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとされているところ。</p> <p>具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考える。</p>
<p>第三者から伝送路設備が輻輳し、景観を著しく阻害しているという申し出がある。認定電気通信事業者は総務省ガイドライン第10条第2項を遵守のうえ、景観に配慮した設備構築を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第1条において、公物管理関係法令等に支障のない限り、設備を提供するよう公正性の原則を規定しているところ。</p> <p>第10条第3項において、設備利用者は、伝送路設備が上空を通過する土地の所有者との間で、必要な調整を適切に進めることとしており、また、同条第4項において、事業者の責に帰すべき事由により、第三者との争いが生じた場合は、事業者の責任と負担により処理するものとしている。</p> <p>これらを踏まえ、設備利用者において、適切な対応がされること</p>

	が望ましい。
<p>共架に伴う土地上空占用および工事実施に関する事業者の地権者説明・承諾が不十分であることによる地権者からの苦情については、設備保有者に第一報があり、初期対応せざるを得ない。事業者は地権者説明・承諾を確実に実施すべきである。</p> <p>また、事業者と地権者間での共架物に関するトラブルがもとで、設備保有者と地権者間での良好な関係に支障をきたす場合もあるため、地権者からの苦情対応についても事業者で責任をもって早急に対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第 10 条第 3 項において、設備利用者は、伝送路設備が上空を通過する土地の所有者との間で、必要な調整を適切に進めることとしており、また、同条第 4 項において、事業者の責に帰すべき事由により、第三者との争いが生じた場合は、事業者の責任と負担により処理するものとしている。</p>
<p>民有地内電柱共架の際、電気通信事業者による地権者承諾取得未済により、当社へ苦情が発生している。地権者への承諾は確実に取得すべきである。また、工事の際も地権者へ確実に工事の許可をいただくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>これらを踏まえ、設備利用者において、適切な対応がされることが望ましい。</p>
<p>承諾回答書に記載する指示事項および技術基準等を遵守して施工すべきである。</p> <p>また、承諾回答書の指示どおりの工事となっていないことが検査時に判明することがあるが、設備保有者の改修指示に対して事業者は速やかに対応し、改修完了後、遅滞なく報告すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第 10 条第 2 項により、事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設するに当たり、設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うこととされており、設備利用者は当該技術基準に従った施工をすることが望ましい。</p>
<p>意見 通信ケーブルについて、地権者からの要望等あった場合は、取り纏めを設備（電柱・管路）所有者が行うべきである。</p> <p>理由 電柱・管路を借りている複数の会社との調整が必要な場合が多く、個別の調整に時間が掛</p>	<p>第 10 条第 3 項において、設備利用者は、土地の所有者等との間で、必要な調整を適切に進めることとしているところであるが、具体的な事案については、当事者間</p>

<p>かり対応に時間が掛かるため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>で協議することが適切であると考える。</p>
<p>意見 土地の所有者の名簿を見せて欲しい。</p> <p>理由 同意の取得で間違いが無い。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>電柱移転をした際の民地承諾の可否を求められる。その際の民地情報に対するフォローが無い。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱建替の場合、建替位置が民地か官地か、情報を出すべきである。また、土地所有者が変更になる場合も移設依頼書等に明記すべきである。</p> <p>理由 共架基本契約上、電柱の建設されている土地所有者の同意、許可が必要となっており、申請、交渉が必要となるため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>以前は求められていなかった書類の提出（民地許可、上空許可、接地箇所状況等）必要となり、電柱申請までの時間が掛かる。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第10条第3項及び第4項に規定しているとおり、土地の所有者等との間の必要な調整や事業者の責に帰すべき事由による第三者との争いが生じた場合の処理は、事業者の責任と負担により処理すべきものとする。</p>

<p>意見 離隔確保の協力 理由 電柱管理会社より他社が離隔を確保すれば着手してよいとの許可条件を与えられることがあるが、他社には断られてしまい施工できない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第10条第2項に規定するとおり、事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が定める技術基準に従って行うべきものと考え</p>
<p>契約解除事由等(第11条)</p>	
<p>共架料金が長期にわたり未払いの事業者が発生している。今後改善が見られない場合当社は、共架契約を解除する考えを持っており、無断共架による事業継続となる前に監督官庁よりご指導をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第11条第1項において、契約解除事由について規定しており、具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、関係の事業者間で協議することが適切であると考え</p>
<p>一束化(第14条)</p>	
<p>意見 特に電力会社所有柱は、既設架空ケーブルの輻輳電柱スパン間等は、先行して電力会社主導で設備改修を含めた一束化を進めて頂きたい。 理由 ①電力会社に電柱借用のお話に行った際は、電気通信事業者自ら全ての架空輻輳区間の架空電線使用者に対して一束化協定書の締結をお願いしなければならず、多大な折衝時間が必要と成っている。 ②また上記①に伴い、一束化協定書の締結後でないと電柱借用の許可が下りず、工事着手までに多大な時間を必要としている。最終的に顧客の納期を遵守できない事が多々ある。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第14条において、電柱に係る伝送路設備の一束化に関し、一束化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法について規定しているところであり、具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考え</p>
<p>支線の共用(第15条)</p>	

<p>条件付き許可（地支線新設等）の回答をやめて頂き、必要があれば地支線新設を貸し側で対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第 15 条において、支線を保有する者が、事業者から支線の共用の申込みを受けた場合の拒否事由について列記しているところ。</p>
<p>意見 不平衡箇所における地支線利用を設備保有事業者との共用を許可すべきである。支線を設置する場合、電力、NTT 以外も支線設置することを考慮に入れて設置するように配慮すべきである。</p> <p>理由 健柱済（NTT、電力、支線施工済み）の電柱に支線を追加で設置する場合について、折衝した場合、拒否される場合が多いから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>また、同条第 2 項において、事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を通知するものと規定されており、具体的な事案については、同項を踏まえ、まずは当事者間で協議することが適切であると考えられる。</p>
附則第2条	
<p>電柱の貸与実績は着実に進展しており、制度そのものが定着しつつある状況において、ガイドラインを毎年見直す必要はない。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>ガイドラインの実効性を担保していく上で、毎年継続的に設備の貸与実績等を把握し、これに基づきガイドラインの所要の見直しを行っている。</p> <p>なお、ガイドラインの改正はあくまで必要と認める場合に行うものであり、毎年改正することを予定するものではない。</p>
<p>電柱・管路等の貸与状況の調査については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン附則第 2 条」に基づき協力するよう規定されていますが、過去並びに今回の調査については、資料提出までの期間が短いこと等から対応に苦慮する状況にあります。</p> <p>また、電柱・管路等の貸与実績は着実に増加しており、制度そのものが定着しつつあると考</p>	<p>現在の調査内容は、設備使用の進展の程度を把握する上で不可欠なデータであると考えている。</p>

<p>えております。このため、① 調査自体の取止め もしくは、調査を継続する場合、② 資料提出期限の延長③ 一定期間の調査への代替（調査対象期間の短縮）など事務負担の軽減についてご配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>引き続き、設備保有者の事務負担の軽減にも配慮しつつ、必要に応じて、調査内容については所要の見直しを行っていく考えである。</p>
<p>電柱の貸与実績調査には多大な労力を要しているため、調査項目を削減していただきたい。（前回調査に比べ、調査項目が増加している。）</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
その他	
<p>意見 共架ポイントで、現場状況を考慮すべきである。</p> <p>理由 交差点で曲がる時や、歩道橋を避ける等の場所では、腕金を2個段違いで取り付ける必要があるが、2ポイント共架となり、ルートの確保が出来ない場所が発生するため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>添架ポイントの開放については、エリア毎、設備保有者毎に状況が異なっていることから、まずは当事者間で協議することが適当と考える。</p>
<p>意見 添架料の請求内容等を統一・電子化すべきである。</p> <p>理由 ①現状、支店により請求内容・明細の様式が異なっているため。 ②明細が紙データとなっている場合、内容の確認に時間がかかるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>御意見については、まずは当事者間で協議することが適当と考える。</p>
<p>意見 請求書送付と入金期限の猶予期間の延長すべきである。また請求のタイミングも営業所毎に異なるため統一すべきである。 請求書には明細を添付すべきである。</p> <p>理由</p>	

<p>①請求書到着から入金処理まで約10営業日必要なため ②大型連休中に請求書を頂いても対応出来ないため ③請求のタイミングが異なるため、会計処理に支障をきたすため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 情報BOXにおける不通過区間が多々発生しているため、点検し修理を欲しい。</p> <p>理由 光ケーブル等の自社設備構築にあたって時間がかかり、サービス提供の遅れの原因になっているため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>本ガイドラインは公益事業者（電気通信事業者、電力事業者、鉄道事業者）が保有する電柱、管路その他の設備の利用等について規定するものであり、御意見・御要望についてはガイドラインとの関連性がないと考える。</p>
<p>意見 情報BOXの整備を早急に実施して欲しい。</p> <p>理由 ①光ケーブル等の自社設備構築にあたり、架空区間等が発生し、コスト増となるため。 ②地下化による信頼性の強化も期待できるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 情報BOXの事業者向け貸出し管路について、条数、距離を増やしていただきたい。</p> <p>理由 条数、距離について増やして頂くことで自社の設備構築が不要となりコスト削減ができるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 情報BOXの貸出し管路の利用について、一部の国土交通省の所管内において1管1社使用の制限があるので、制限をなくしてほしい。</p> <p>理由</p>	

<p>他の所管内では、1管複数社の使用を認めていただいております、情報BOXの管路を利用できないと、自社で設備構築をしなくてはならず、コスト増となるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>意見 強度不足電柱の計画的建替をするべきである。</p> <p>理由 ①共架可否判定時に電柱建替回答があり、その結果、工期が長期化して供給遅延が発生する場合があるため。 ②供給による申込みの為、設計変更や供給を断念する場合があるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第3条第1項第5号において、設備保有者の技術基準に適合しない場合等には、設備使用の申込みに対して拒否し得ることとしているところ。</p>
<p>意見 電柱の所有者は、他社ケーブルが供架するのを前提に電柱の強度を含めた設計をすべきである。</p> <p>理由 特に、街中では新規に自営柱を立てる場所が無いから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>技術基準の詳細の合理性に関しては、設備保有者が最も熟知していると考えられ、設備利用者の個別の要望と照らし合わせ、当事者間で十分に協議・検証することが適切であると考えます。</p>
<p>意見 公共事業者の電柱は他事業者への設備借用を前提に強度設計すべきである。</p> <p>理由 強度不足による建替や支線設置に伴う民地交渉等により、サービス提供までに時間を要するため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 管路は、新設も含めて曲り（R）を穏やかにする施工基準に変更する検討をすべきである。</p> <p>理由</p>	

<p>管路の曲り（R）がキツイことが多く、ケーブルを通す工事ができない事例が発生しているため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 強度不足の改善</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①他事業者の添架に対する強度許容値が低く、添架申込時に強度不足による改修工事が頻発しているから。 ②強度不足による支線や支柱の追加設置が必要となることがしばしばあるが、追加設置は用地確保が困難であるから。 ③顧客要望に応えられない顧客に対し明確な回答が出来ずクレームに繋がる事がある。 ④強度不足改修に時間がかかり、工事着手ができない。 ⑤地域により強度計算基準が異なる。 ⑥共架申請時に既に安全率を満たしていない電柱があり、申請後に不可回答となる。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 NTTの電柱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①強度不足を無くすべきである。 ②留め、曲りには支線を設置すべきである。 <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②とも添架不承諾の理由であるから。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 造成地等が出来る際、電力・NTT以外にCATVも多くの場合共架が発生する。事前に支線の強度アップや下部共用する形で出来ないのか？</p> <p>理由</p>	

<p>新規で申込みをするとカーブ・引止めの支線設置を指示される事があるが、事前に情報を頂く事が出来れば、希望する場合にアンカー共用や下部のランクアップで対応可能な場合もあるのでは。</p> <p>又、中部電力・NTTで施工した後、CATV業者が交渉しても支線の本数が多く、拒否されるケースも発生する。</p> <p>地権者様にとっても支線の本数が少ないほうが良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 第3・第4以上の共架者の添架を考慮した上での電柱建柱すべきである</p> <p>理由 新規分譲区画内で新規電柱（共架柱）でも電柱強度により添架できないことがある。 （5Cケーブル単独添架でも不可等あり） ※補強申請不可の場合、他にルートがなければ加入不可となる</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱補強（支線等）が発生する場合、速やかに補強すべきである</p> <p>理由 支線補強が発生する場合、平均で6ヵ月かかり、補強後しかケーブルを添架することができない。（その間、加入希望のお客様に待ってもらう、もしくは他企業サービスがあればそちらを選択してもらっている）</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱保有者の新規団地への延線や支障移転などで電柱を新設する場合、現在、考えられる電線共架者を考慮し設計を行うようガイドラインに盛り込んで欲しい。</p> <p>理由 新規団地への延線で、弊社設備敷設の情報が入っていたにも関わらず、申込で拒否され</p>	

<p>た事がある。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東電・NTT間で柱の譲渡等が行われているが、借用している企業にその都度、連絡が欲しい。(設備改修依頼ではなく、単純に設備の譲渡が行われた場合) ・上記で、新たに電柱の所有となった企業に対して、電柱申請する場合、申請を簡略化すべきである。 <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡が無いと管理が出来ない。柱の全所有者へ添架料を支払い続ける可能性がある。 ・一度、前所有者で許可をいただいているから。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>本件については、まずは当事者間で協議する事項と考える。</p>
<p>意見</p> <p>管路借用の際は関係管を含めた借用とすべきである。</p> <p>理由</p> <p>関係管建設には多大な費用が掛かり、諦めざるおえない状況である。これにより、サービスの供給信頼度を向上するための回線二重化が施せない地域が生じるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>本ガイドラインは公益事業者が保有する電柱、管路その他の設備の利用等について規定するものであり、御意見・御要望についてはガイドラインとの関連性がないと考える。</p>
<p>意見</p> <p>電柱強度に関する基準を設定(ある程度の共通化)すべきである</p> <p>理由</p> <p>中部電力とNTTの電柱に対する強度計算(思想)が異なり、NTTの基準が厳しいため共架柱でも支線補強が必要となるケースが多い。</p>	

<p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電柱保有者から強度不足等で申込を拒否された場合、電柱の改修計画があれば明記していただきたい。(設備計画等で拒否された場合と同様に)</p> <p>理由 以後の計画が立て易い。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>本件については、まずは当事者間で協議する事項と考える。</p>
<p>意見 東京電力の各支店ごとの電柱共架申請担当者を増員すべきである。</p> <p>理由 申込から許可までに時間が掛かる理由のひとつに担当者が一人で処理を行っている と聞いたため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>本ガイドラインは公益事業者が保有する電柱、管路その他の設備の利用等について規定するものであり、御意見・御要望についてはガイドラインとの関連性がないと考える。</p>
<p>意見 電柱移設の際に他社設備を当社設備に仮留めしないでほしい。</p> <p>理由 仮柱レスで建替えを行う際に、他社設備を当社設備に設備保有者がバインドして仮処置する必要があるが、当社の設備改修が出来なくなるケースや、さらには余計な負荷により当社設備が損傷するケースもある為、極力他社設備とまとめないで欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>本件については、まずは当事者間で協議する事項と考える。</p>
<p>意見 電柱移設の際に既設ケーブルが新柱の裏になりそうな時は事前に報告いただきたい。</p> <p>理由</p>	

<p>張替等を回避でき、余計な支出を抑えられるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電力会社によって輪巻の扱いが違うように思います。全国的に統一していただきたい。</p> <p>理由 ①輪巻の改修を電力会社から受けて、かなりの費用が必要である。電力会社によっては認めているところもあるように見受けられる。 ②輪巻をしておけば電柱の移設に対応しやすい。電柱の移設も頻繁にあるため、費用もかなり違ってくる。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>技術基準の詳細の合理性に関しては、設備保有者が最も熟知していると考えられ、設備利用者の個別の要望と照らし合わせ、当事者間で十分に協議・検証することが適切であると考えます。</p>
<p>意見 申込みをした際に、ポジションに空きが無い・離隔が足りない場合に弱電共架者同士に離隔調整を行わせる。(中部電力)</p> <p>理由 弊社は借用する側である。共架者同士でポジション調整するのはおかしいのでは。なぜ所有者の責任で調整しないのか？</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>本件については、設備利用者の要望を踏まえ、当事者間で協議する事項と考える。</p>
<p>意見 昔と違い槍出しを設置したい場合、工期に時間がかかる</p> <p>理由 ①昔と違い東北電力の指定業者しか作業できない ②昔と違い部材も指定品で電力側で設置後に連絡が来るので工事着工まで時間がかかる</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>意見 電柱位置図等情報を開示してほしい。</p> <p>理由 現地にて番号・管理者が不明な電柱があり、新規申請や工事、調査の際に不都合が生じることがあるため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第12条において、事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、原則として、使用可能状況について回答を行うこととしている。</p> <p>また、設備使用料は、第6条の規定により、公正妥当な方法により算定を行うこととしているところであり、個別の契約事案における設備使用料水準の合理性に関しては、同条を踏まえ、当事者間で協議することが適切であると考えます。</p>
<p>意見 電柱・管路の使用の際、①使用可能、②改修・協議が必要、③使用不可などの情報をホームページで公開すべきである。</p> <p>理由 線路追加及びエリア拡張を検討する際、詳細設計前に「電柱・管路の使用見込みの情報」を用いた線路ルート設計を行います。線路ルート設計から費用見込みを立案し、整備着手を判断するために「電柱・管路の使用見込みの情報」が必要であり、共架利用前の検討作業効率化による共架事業者の事務負担軽減のため。同時に電柱・管路の貸し手の事務負担軽減も実現します。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 管路の情報の公開及び開放と管路借用料金の低減</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①空き管路の情報を問い合わせた場合物件ごとで調査費がかかり、時間もかかる。 ②支障物に遮断されエリア展開できない。 ③追加施工はほぼ不可能であるため。 ④ランニングコストが掛かりすぎる（金額が高い為借用できないケースがある）。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>意見 電線共同溝の連系設備立ち上げを許可すべきである。</p>	<p>本ガイドラインは公益事業者（電気通信事業者、電力事業者、</p>

<p>理由</p> <p>①N T T柱への連系設備立ち上げ許可はいただけるが、電力柱への許可がいただけないから。</p> <p>②路地は狭く各社電柱建柱で場所取りとなることから、電力柱への許可があればかなり整理されると共に連系設備補償費用削減になるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>鉄道事業者)が保有する電柱、管路その他の設備の利用等について規定するものであり、御意見・御要望についてはガイドラインとの関連性がないと考える。</p>
--	--